

義和団事変と榮禄

— 講和全権任免問題を中心に —

一

一九〇〇（光緒二十六年、明治三十三年）年夏、華北を中心に展開された義和団運動において、とくに六月より約二ヶ月間の北京公使館区域攻防をめぐって、軍機大臣榮禄（仲華、文忠）が、外国公使や公使館防衛に尽力したことはつとに評価されている。もと／＼義和団を信頼せず、その活動を抑止しようとしていた榮禄は、とくに公使館攻防戦が持久戦になってから以降は、確かに国家の滅亡を救うべく、公使館防衛のために苦闘し、努力した。この点は内外の研究者によって実証されている所である。⁽¹⁾

しかし一方で、当時の宮廷内部の事情を伝える資料として有名な『景善日記』には、榮禄に対する弁護的な記述が多く、今日では、義和団事変に対する榮禄の立場を有利にするために捏造されたもの、即ち榮禄が外国側から責任を免れるため、その党派に代筆を命じたもの、その時期は、連合軍が公使館を救出した後、榮禄が保定に滞留していた期間に違いと推定されている。『景善日記』はその他の理由からその信憑性がほぼ否定され、偽作とされている。⁽²⁾

すると、何故彼がその党派に命じて資料を偽造までして、その立場

を弁護しなければならなかったのか、当然問題となってくる。彼は義和団事変時に如何なる役割を果たしたのか、列国側はそれをどう受けとめていたのか、問題となってくる。

或いはまた一方で、榮禄は講和会議開始に際し、一たびは李鴻章、慶親王、張之洞、劉坤一とともに講和全権委員に任命されながら、彼の軍隊が公使館攻撃に加った理由により、列国側の反対で、すぐさま解任されるという一幕もあった。

これらの点について少しく検討してみたいのが、小論の目的である。

二

そもそも、八月十五日北京公使館救出後の講和会議開始の際に、両広総督李鴻章以外に、榮禄等を全権に添派するよう勧告したのは、日本外務大臣青木周造であった。

青木外相は、八月二十三日、日本駐在李盛鐸清国公使と会見し、劉坤一兩江総督、張之洞湖広総督は現地在任のまま、慶親王、榮禄との四人を全権に加派することを勧告し、李盛鐸はその旨を李鴻章に伝え、李鴻章も劉張両総督にいち早く打電した。⁽³⁾

翌二十四日、青木外相は上海駐在小田切総領事代理にあて、当時す

*菅野正

でに全権委員に任命され、広東より北上の途上、上海に滞留していた李鴻章に対し、「講和委員トシテ、慶親王、榮祿等ノ如キ平和派ノ人物ヲ加ヘルコト」を勧告するよう訓令していた。⁽⁵⁾

李盛鐸からの情報を得ていた李鴻章は、同日小田切總領事代理に会い、李盛鐸の電報や他の諸国駐在清国公使の電信をみても、日本外務大臣の意見が最も時機に適中しており、四全権添派の件も上奏せんと語り、その通り翌二十五日、李鴻章は「青木の言う所を俯納し、四王大臣を添派して全権大臣として便宜行事せしめ、速かに会議を開かば成功せん。さらに慶親王、榮祿は尤も各国の注重する所、もし已に両宮に従ひ西行中なら、速かに回京せしめるよう」と上奏した。⁽⁶⁾

ところが、李鴻章のいうように慶親王、榮祿の全権委員就任は「尤も各国の注重する所」ではなかった。八月二十九日、張之洞が李鴻章に送った電信の中で、張之洞と駐澳口フランス独領事等との問答を次のように伝えている。洞云う「李相は慶邸・榮相を添派するを請うた。これを認めて頂きたい」領事云う「榮祿の軍隊は公使館を攻撃したではないか」洞云う「榮祿は力めて戦端を開くを諫め、苦奏すること七次に及んだ。拳匪の数は甚だ多く、各軍の中には皆おり、武衛中軍の新規募集の兵は粗雑で、そのうち拳匪と通じ、妄為する者あるを免れ難い。実は榮の意に非ず」翻訳官云う「榮祿は、部下の軍をよく統制せざるか」と。⁽⁸⁾

独国は、榮祿の軍が公使館攻撃に加っていた理由で、早くも榮祿の全権就任には難色を示した。

一方朝廷では、榮祿を添派せんとする李鴻章の要請を是とし、また慶親王を回京せしめ、李鴻章にも早く上海より乗船して来京するよう命じた。⁽⁹⁾

李鴻章は先の張之洞の情報にも不抱らず、各国の意は洋務を熟悉す

るの王大臣がその任に当るにありとし、榮祿等の添派をさらに強く要請し、榮祿は今、保定に在るらしい、慶親王ともども早く回京せしめるよう、これは万ゆるがせにできない事である、もし允可されるならば、自分も上海より乗船して上京し、慶親王、榮祿の回京をまって各国使臣と会議を開かんと言つた。⁽¹⁰⁾ 李鴻章も榮祿の就任を心強く思い、期待していた。

こうして九月九日、正式に上諭を出し、慶親王、榮祿に全権大臣を授け、便宜行事させ、劉坤一、張之洞には会辦議約事宜を命じ、均しく便宜行事を准した。ここに五人の全権委員が任命された。⁽¹¹⁾

前々日に榮祿には別に上諭を与え、全権を命じる故、已に獲鹿に行つてゐるなら、速かに保定に帰り、李鴻章の上京をまって協議すべし、大局の係る所、安危これに係り、存亡も亦これに係る、該大臣は國家の重臣、恩を受けること最も深く、言を弄して責任をのかるゝを許さない、といつた。⁽¹²⁾ 榮祿は旨を得て、やむなく定州より折り返し、九月十三日、袁世凱に電を寄せ李鴻章へ転電を請うて、まず各国に保護を求め、その後に入京したいと伝えた。^(12b)

しかし、榮祿の全権任命に英も反対の意向で、マグドナルド公使はソールスベリー外相に対し、他の三名の添派には異存はないが、榮祿については、その軍が公使館攻撃に加つたことで反対を示し、閩浙總督許應駁に代えるよう進言し、その提案国である日本に対しても、同様の意向を伝えてきた。⁽¹³⁾ 李鴻章は、榮祿に列国の反対あるのを見て、榮祿に助言し、公使館攻撃の是非を反省させ、それによって列国をなだめようとした。⁽¹⁴⁾ そのような技術論だけでは列国は納得できず、コンガー米国公使も榮祿に反対論あるは無視できないとしていた。⁽¹⁶⁾ こうして榮祿の全権任命については、英・米・独の各国から反対論がおこり、

その実現はほぼ困難な状況になってきた。⁽¹⁷⁾

この状況をみて、盛宣懷は九月二十一日、両宮とともに太原にいる王文韶に電文して「各国、武衛軍の使館を攻撃したるを以て、榮禄と會議するを欲せざれば、行在に行かしむるにしかず。停戦、議和なお見込なし。大局よく転移するや否やはむしろ山西に在りて北京になし」といって、むしろ榮禄を北京に行かせないよう進言した。

李鴻章も、公使館攻撃に武衛中軍が加ったことは、捕獲した軍服、旗幟の証拠があり、それによって反対論があるとなれば、やむなく提案の日本に調停を依頼しようとしたが、⁽¹⁹⁾ 各国の反対論が根強い以上全権就任を断念せざるを得ず、榮禄を行在に行かしめるよう朝廷に請う旨を、盛宣懷に伝え、⁽²⁰⁾ 十月五日に、各使が榮禄を深くにくんでおり、接待、保護も背せざるといっている以上、榮禄の身にも危険があり、⁽²¹⁾

この際、行在に行かしむるか否かを上奏した。⁽²²⁾ そして朝廷でも、十月六日に決断し、榮禄を行在に赴かしむるよう命じ、さらに榮禄の統轄する武衛中軍を李鴻章の節制に帰せしめた。⁽²³⁾

ここに、日本の勧告で始った榮禄の全権委員任命問題は、列国の反対のため、その解任で終わったのである。公使館攻撃の際、総帥であった榮禄は、罪のがれられる筈もないのに、何ぞ事後かえって、樽俎折衝の任にあたるや、ということであろう。⁽²⁴⁾

では公使館攻撃の時期と全権任免問題のおこる時期の榮禄の行動は実際どんなものであったのか。

三

榮禄を推挙する李鴻章が得ていた情報は、榮禄は武衛軍を総括し、義和団を庇護して公使館を攻撃したとはいえ、実はその意ではなかったこと、義和団が起った時も榮禄は力めて剿辦を主張し、奏請するこ

と七度に及んだが允されなかったこと、⁽²⁵⁾ 列国使臣は榮禄を保護しないとはいえ、過日公使館防衛で尽力した故、彼を深く咎める意志はなく、元兇の禍首を厳罰にすればそれで十分だ等であったが、同時に、公使館攻撃は清国政府の主謀による官兵と義和団の攻撃であり、教会が焼かれ、教士が殺害されたのは、みな政府の使曠するところであり、これが各国の公憤をかつているとも言っている。⁽²⁶⁾ その軍の総帥が榮禄であった。

当時、北洋五軍は宋慶の豫軍を武衛左軍、袁世凱の新建陸軍を右軍、聶士成の淮軍を前軍、榮禄が直轄する軍を中軍、董福祥の甘軍を後軍と称し、五つの武衛全軍を榮禄が総帥していた。⁽²⁷⁾

榮禄がこの事変の際、とくに初期の宣戦布告の頃、どのような行動をとったか具体的にはよく分らない。が榮禄の全権任命問題で、とりわけ英国・米・独・米・露の強硬に反対したのは、公使館包圍中、武衛中軍と直接対峙し、その行動を目のあたりに見ていたためと思われる。

六月十六日朝廷は榮禄に命じ、武衛中軍を東交民巷一帯に派遣し、⁽²⁸⁾ 各使館を防衛せよ、と上諭を出したことがあった。

この当時の事情を公使館に籠城した柴五郎は次のように述べている。六月十七日頃までは、二三公使館直接防衛に派遣されていた四、五十名の八旗兵と、公使館区域の兩端の正陽・崇文門を守備する数百の八旗兵のみであったが、十七日からは武衛軍と唱するものが、公使館区域周囲一帯、即ち外国人の哨兵線と相対して配置された。当時榮禄が武衛軍の総統領であって、伊・独・米・露の持場に対する方は、はじめに武衛中軍、即ち榮禄直轄の兵がきた。そして日・英・澳・仏に対する方面は、主に武衛前軍、即ち例の慍悍をもって有名な董福祥の兵であった。しかし、その時の様子は、あながち我々を敵視している訳でなく、お互いに茶や煙草を与え合ったり、極めて友好的で、まず平

和を維持していた、と。⁽²⁹⁾ 上諭の通りである。

即ち官兵が公使館街に来て「我々は武衛中軍に係り、榮中堂の札飭を奉じ、特に来りてこの地に駐紮し、貴堂を保護す」と通知すると、人心やゝ安んじたが、だが、疑信あい半ばしたと。⁽³⁰⁾

ところが、十七日午後連合軍が大沽砲台を攻撃し、その陥落の報が十九日朝廷に達すると、午後三時より所謂第四次御前会議が開かれ、宣戦布告を決定し、午後四時各国公使に二十四時間以内北京退京が命ぜられた。翌二十日、独国ケッター公使が殺害され、官兵と義和団による公使館攻撃がここに始り、翌二十一日に宣戦の諭旨が布告された。

「六月二十日：三時半頃、即ち昨日いつてきた二十四時間の時限の切れる約二十分前になると、いままで無事に相対していた支那官兵が発火を始めました。即ちこの日から支那の官兵とほんとうの戦いを開いたのでございます」⁽³¹⁾

開戦直後の公使館攻撃の様子は「遂に董福祥及び武衛中軍をして交民巷を圍攻せしむ。榮禄は自ら檄を持って之を督し、盡く諸使臣を殺さんと欲す」⁽³²⁾「太后、ついで董福祥及び武衛中軍に命じ、交民巷を攻めしむ、砲声日夜絶えず」⁽³³⁾「榮禄、総帥をもって、直に武衛中軍及董福祥所統の甘軍を動員し、拳匪多人を率い使館及び西什庫教堂を圍攻せしむ」⁽³⁴⁾とあり『拳乱紀聞』には伝聞ながら「この役、榮中堂の発令に係り、董軍に飭して開伏せしむ」とある。皇帝はこの時痛哭して「此のごとくんば、則ち数千万の生靈必ず塗炭に遭い、三百年の宗社も守り難きを致さん」と嘆いたという。

もと独国公使館の雇い人だったある中国人は、六月二十三日天津に来て、独国公使館を出た時の様子を「榮禄及董福祥ノ兵及義和団徒ハ公使館攻撃中ニシテ、壁上ヨリ大砲ヲ以テ攻撃スルコト六回ニ及ベ

り」と陳述している。⁽³⁵⁾ 『拳乱紀聞』の七月二十七日の条にも当時のことを「使館を包圍するの兵、みな榮禄の部下、董福祥所部の衆、嘉奨の上諭を得てより、使館を攻撃すること益々はげし」とある。⁽³⁶⁾

八月十五日公使館街は救出され、両宮は西方へ蒙塵するが、その直後の十七日、コンガー米国公使はヘイ國務長官に宛て、西太后や政府が、公使館救出の直前まで北京に滞り、公使館攻撃を組織し指揮していたこと、及び全軍が大学士榮禄の直接の統制と指揮をうけていたことには、数々の絶対的証拠がある、その軍服や旗幟から、榮禄や董福祥の軍隊であることがすぐ分つたと報告している。⁽³⁷⁾

連合軍が北京に迫ってきた時、朝廷はいよいよ八月十一日を蒙塵の日と決め、その前日に榮禄、徐桐、剛毅、崇綺に留京辦事を命じた。剛毅は命令を守らず、蒙塵した両宮の後を追って岔道まできたところ、皇帝が激怒して回京させようとしたが、西太后のとりなしで随行を許されるという一幕もあった。⁽³⁸⁾ 朝廷は八月十八日に改めて、榮禄、徐桐、崇綺に留京辦事の旨を与え、京城軍務にあたらせることにした。ところが、榮禄、崇綺も命令を守らず、十五日ひそかに北京を出て保定まで来ていた。徐桐は十六日に自殺した。この四人が命令違反を行ったのは、連合軍から罪を問われるのを恐れ、禍を避けるためであったことは明らかという。⁽⁴⁰⁾

榮禄は北京へもどるどころか、なお保定に留っていたが、列国間に自分の責任を追及する気運がある上に、講和全権委員の任命にも、それに反対論があることを知って、八月三十一日には「防務を経営するは、まさに行在を防衛する所以で、自ら分身して、和議に参与するは難し」といい、行在に行くを許されんことを請うた。⁽⁴²⁾ 回答は「別に諭旨を与える」ということであつたが、その諭旨もまたず、翌九月一日

には汽車で定州まで行った。⁽⁴³⁾

榮禄はさらに当時の鉄路の終着正定まで行き、九月四日そこから袁世凱に電を寄せ「崇綺、徐桐と留京のことは照例の事に係り、留守議和の字様なし。行在に赴いて、夜長夢多を免れたい」といっている。全権委員就任をいとい、早く行在に逃避せんとする真情が吐露されている。彼はさらに獲鹿まで行った。

朝廷では榮禄を全権に添派する勧告を得てからも、しばらくは情勢をみていたが、李鴻章の提言もあり、ついに九月七日上諭が出され、前述の如く「言を弄して責任のがれは許さない」と言われては、榮禄も拒否しきれなかった。「奴才は知識庸愚にして、よくこの重任にたえんや」の謙遜の言葉通り、就任を避けることができればというのが本音であつたらう。外国側でも彼が就任に気が進まないのはみてとつていた。⁽⁴⁶⁾

こうして彼は九月十五日に保定までもどり、やむを得ず任務を遂行せざるを得ないことを観念していた。⁽⁴⁷⁾しかし全権の正式任命よりのちかえて列国間に反対の声が高まり、盛宣懷の勧告もあり、李鴻章も前言をひるがえし榮禄をかばつたので、結局榮禄を解任し、行在に行かせることになった。

これをうけて榮禄は「李鴻章の言う所、各使は、使館を圍攻するは奴才の所部の各管に係り、保護するを肯せず、なお強いて行かば、その險測り難し」と。各使の使館攻撃の嫌疑を以て保護、接待するを肯せざる、その心測り難きも、奴才の一死は惜しむに足らず。ただ奴才のために全局を撃動し、誤りを残すこと浅からざるを恐る」と言っているが、自分が解任されることで、むしろ全局が好転し、自分も夜長夢多の状況を免かれるのは、もとより願う所であつたらう。こうして榮禄の全権任免問題は落着した。榮禄は事変の責任の追及

を恐れ、全権就任を出来るだけ回避した。しかし、列国側では、逆に九月二十五日に出された第一回の元兇処罰リストに、榮禄と董福祥の名がない点に不満であつた。^(48a)列国はその後も、榮禄、董福祥、剛毅の嚴重処分を要求し、もし朝廷が嚴辦するなら、列国兵の西行をやめるであろうと迫つていった。^(48b)北京の実情を知らない南方督撫はこれを聞いて意外であつた。⁽⁵⁰⁾

これよりみても、榮禄が全権を解任され、行在に行けたことは彼自身にとって幸運であつたらう。そして外国側から強く処分することを要求されていた董福祥の嚴罰に、榮禄が反対したのもそれが我が身に及ぶことを恐れたのではあるまいか。

事変後、革職、降調の処分をうけた董福祥は、罪を問われないで、なお政府概要の地位にある榮禄に対して、翌年上書して「今、榮中堂巍然として政を執り、而して祥は罪せらる。祥、愚驚なりと雖ども、その故を解せず。…中堂、拳民を撫せんと欲せば、則ち李來中を薦め、中堂、外國を攻めんと欲せば、則ち祥は命をかけて死闘し、而して今ひとり罪を祥に帰す」と公使館攻撃には疑念ありながらも、すべて榮禄の命令通り行動して今この結果となつた、といった。^(51a)榮禄はこの書をうけとり、「置いて答えず」とある。⁽⁵²⁾榮禄にとっては自責の念にからざるを得なかつたであらう。

もっともこの記録については、戴玄之や、C・タンは信頼できないとその信憑性を疑っている。⁽⁵³⁾

四

公使館攻撃では武衛中軍が中途より控え、従つて攻撃は董福祥軍及び義和団が中心であつた。しかし榮禄は武衛全軍の総帥であれば、いかに董軍が中心であつても、外国人の目からは、その責任は免れない

所であろう。

そしてこの事変の中で、榮禄が部下の董福祥を統禦できなかったのは事実であった。董福祥が、一八九〇年甘肅提督になった頃より、榮禄と知り合い、兄弟の契を結んだという。九八年董の兵が鐵路技師を毆辱した時、榮禄がかばってより、董福祥は驕横になったと。かつて榮禄が諸將を召して酒宴をはった時、董が上坐にすわった。宴たけなわとなり、董福祥が榮禄を字でもって「仲華」と呼んだ。榮禄は何ともできず「黙然として樂しまず、酒を罷む」とある。もと／＼榮禄は董福祥に抑えがきかなかつたのである。六月十一日、日本公使館杉山彬書記官が董軍によって殺害された時、榮禄はこれを聞いて大いに驚き、董を召問しようとしたが、西太后の密旨を奉じていると称し出頭しない。榮禄は西太后にその不可を力言すると、太后もやゝ悟つたので、旨を請うて来させようとしたが、それも肯じない。榮禄は怒つて軍法にかけようとする、南苑に帰った。「福祥の跋扈の情形ほほここに見る」とある。榮禄は彼をいかんともし難かつた。この点に關し、榮禄も「董は驕すでに極まり、榮禄の節制をうけない。董はもと聯拳滅洋を説としているが、近頃は端郡王が非常に彼を庇護している」と董を統禦しきれない状況を白認している。

六月二十日、董軍、武衛軍が掠奪、焼毀をほしいまゝにし、多数の死傷者も出て、貝子溥倫らが争つて榮禄に告げたが、榮禄は制する能はずとある。

『夢蕉亭雜記』によれば「董福祥、武衛後軍を帯して、のち榮相の節制に歸す。何ぞ端郡王戒衛あい結納して、己の用となす。福祥も滅洋をもつて自在となす。榮禄、再三戒飭するも、ついに命をきかず」ということであつた。

榮禄が、外国人間に評判を悪くしたのは、その直轄する武衛中軍が、公使館攻撃の初期において中心的役割を果したと同時に、全期間を通じて中軍や武衛軍が掠奪・焼毀・暴行をほしいまゝにしたこと、その総帥者である榮禄がそれを統制できなかった点にある。掠奪・焼毀対象は政府高官から、外国人、教会、中国人改宗者、一般大衆に及び、時には義和團擁護派の人も被害に会うことがあつた。

六月二十日、甘軍、武衛軍は、大学士孫家鼎、大学士徐桐、錢尚書や肅王の邸宅を掠奪し、翰林院、吏部、礼部等の衙門を焼毀し、錢尚書は外国兵によって護衛されて難を免れたという。徐桐は義和團擁護派であつた。「掠奪につぐに焚を以てし、誠に忌憚なきなり。先ず掠奪する者は甘軍なり、而して統制を司る者は武衛中軍なり。ただ統制も能はざるのみならず、これに従つて掠奪す……官兵は土匪に比べ尤もはげし」とある。

「武衛各軍は各処において財物を掠奪し、均しく大街において出売す」といったような掠奪、焼毀、暴行の記事は『庚子記事』に連日の如く見え、董福祥の甘軍と榮禄の武衛中軍が激しかつたのも事実である。「大学士榮禄は兵を知ると自負し、太后再び垂簾し、ことごとく兵権を以て之に委ね、みな一人の節制に歸す。所謂北洋五大軍なり。……武衛中軍、城内外に分布し、博奕・飲酒を好み、都市に横行す。都人これがために謔言して曰う、武衛軍は虎狼の如し、誰が將軍かと思えば、榮中堂」とあり、また「各処に兵勇雲集し、賢愚等しからず、各營の統帯にまた恤民の人を得難し。兇横なる者に至りては、武衛中軍より過ぐるなし」とある。

さきに榮禄が全権委員に任命されんとし、独国領事が反対した時、張之洞が、榮禄の軍中に粗雑な者が混じるのもやむを得ない、と弁護したが、これに關し次のような記事もある。董福祥が公使館を攻撃し

始めた時、西太后が「何日で勝つことができるか」と問うと、董は「五日必ずこれを滅す」「十日必ず抜く」と。ところがその通りならなかったので、提督余虎恩が、董福祥と榮祿の前で争った。余虎恩がなじったので董福祥が怒ってこれを殺さんとしたが、榮祿が身を以てかばった。それで榮祿は余虎恩に別に十營を募集させた。ところが、市井の無頼を集め、倉卒に軍を編成したので、恇怯もつとも甚だしかつた⁽⁶⁵⁾という。

五

講和会議の段階に入つて、日本がまづ先に榮祿を全権委員に推薦した事情に次のような背景があつた。北京公使館が官兵・義和団に包圍され、北京からの通信が殆んど杜絶した時、事変の情報を積極的に収集し、政府に報告したのは上海駐在小田切総領事代理であつた。

小田切総領事代理は六月三十日に、日本陸軍教官から得た情報を打電してきた。「榮祿ハ屢々西太后及皇上ニ上奏シ、必要ノ措置ヲ執リテ義和団ヲ鎮圧シ、好意的協定ヲ遂クルノ目的ヲ以テ、列国公使ト交渉ヲ開カレンコトヲ勧告シタリ。然レドモ兩陛下ノ侍従、親王、輔相其他高官ニ在ル多数ノ滿州人ガ、殆ンド皆義和団ニ同情ヲ有スルモノナルニ依リ、兩陛下ハ到底其ノ勧告ヲ容ル、能ハザルノ地位ニ在リ、加エ目下北京ニ於ケル諸軍隊ノ士卒ノ大部ハ、義和団徒ヨリ成レリ。榮祿ハ事情如此ナルニモ抱ハラズ、列国公使ト会商セント欲シ、列国公使ハ指定ノ時日ニ於テ総理衙門ニ会同セントセリ。然ルニ其当日ニ至リ、独国公使ハ神機營ニ属スル兵士ノ為メニ銃殺セラレタリ、是ヨリ事態愈々重大トナリ、最早好意的協定ハ到底望ナキニ至レリ。右ハ極メテ内密ナリ」と⁽⁶⁶⁾。

そして公使館攻防も休戦期間に入り、榮祿が使館保護に尽力する七

月下旬には「在京各公使ハ暗中慶親王、榮祿等ノ保護ヲ受ケ居ルモノノ如シ」と報告し、榮祿らが公使館に対し好意的であることを伝えてきた。

さらに北京公使館救出も間近に迫つてきた八月十二日には「団匪初メテ起リシ時、榮祿ハ頗ル之ヲ憂ヒ、我六月十五日、李鴻章ヲ召シテ和ヲ議セシメ、袁世凱ヲ召シテ団匪ヲ剿討セシムベシト建議シ、其計画周祥ニシテ頗ル欽佩スベキモノナリキ」と報告した。この三通をみれば、榮祿が義和団反対派、和平派の人物で、公使館には好意的で、しかも事態收拾の策も有していると判断するのは当然であつた。第三報を日本外務省が接受したのは、八月二十二日、公使館が救出された直後、講和会議の段階に入つた時であつた。この情報を得て青木外相は、前述の如く直ちに翌日と翌々日に駐日李盛鐸清国公使と上海駐在小田切総領事代理に「慶親王、榮祿ノ如キ平和派ノ人物ヲ全権ニ加ヘルコト重要ナリ」とし、李鴻章にその旨伝えるよう、それぞれ要請、訓令したのである。全く小田切総領事代理の情報に基いてるのである。

ところが、北京駐在西公使は「外国代表者ハ同氏ヲ以テ、今回ノ大騒乱ニ対スル責任者ノ一人ト思惟シ居レリ」というと同時に、「本官ハ同人ノ日本党タルヲ曾テ聞知セズ」と報告するように、榮祿は決して親日派でもなく、従つて全権委員になつても、日本の講和会議における立場にそう有利になるまいと判断していた。

榮祿の全権就任反対論の中で、コンガー米国公使は日本に対し「同氏ノ任命ハ貴大臣ノ推薦ニ其クモノナリトノ故ヲ以テ、我軍隊ヲシテ之ヲ保護セラレンコトヲ需メ」きたので、西公使は「列国ノ注意ヲ惹カザルガ如キ方法ヲ以テ、之ニ保護ヲ与フルヲ良策ト思考シ」と列国にも非常に配慮し、その申し出は青木外相によつて是認された⁽⁶⁷⁾。

清国でも、榮禄の全権実現が不可能である場合も慮ってか、榮禄を全権委員としてではなく、「便宜辦事トシテ任命」せしめるとか、「慶親王ノ顧問」⁽⁷¹⁾として任命するとか、日本への配慮もされていた。

日本も、特に親日派でもない榮禄を是非とも全権にする必要もなく「他ノ列国政府ガ、其全権ヲ認可シ、之ト商議ヲ開始スルニ異議ナキ限り、帝國政府ニ於テ、固ヨリ異議無之候」⁽⁷²⁾とほぼ断念している旨を李盛鐸に伝え、無理に主張することもなかった。

当時北京にいた内田外務省通商局長は、中国側資料によると「各国使臣は、使館攻撃は榮禄の所部の各宮に係るにより、保護、接待をゆるさざるを調定す。これより先、日本外務部は細部を知らず、榮禄を添派するを請わんを商り、この議あり。一国にて敢て保護する所にあらず」^(73a)と弁明していた。

結局、日本政府は小田切総領事代理の熱心な報告によって、榮禄の公使館攻撃の事実、それによる列国の榮禄への憎悪を知らないまま、平和派というイメージで、他国に先んじて榮禄を推薦して、結局列国の反対に会うことになった。また遠く広東にいた李鴻章も、北京の実情をよく知らないまま、日本からの勧告をそのままうけ入れ、榮禄の添派を上奏していた訳である。

日本は公使館救出の軍事的行動において八ヶ国連合軍中、率先して活躍したが、講和会議開始の際に、全権委員任命問題で、これが会議進行に有効であると判断したのであるが、先走りをしてしまった訳である。一度任命された全権委員がすぐ解任されるという不手際の一環は、日本外交当事者の、不十分な情報と、それに伴った対応の仕方による所大きいのである。

六

榮禄は、外国との重要な対応を決定すべき会議に出席しなかったり、出席しても殆んど発言せず、発言しても非常に慎重で、或いはほぼ大約意見が出揃った後で、発言したり、他人に代弁させたり、もとより「諫死」⁽⁷⁴⁾するなどはなく、むしろ逆で、はっきり自説を主張することもなかった。もと／＼義和團反対派であったが、六月二十日、朱祖謀が、使館を攻めるなきことを請うたので、皇帝が榮禄をして問状せしめたところ、朱祖謀は詳細に戦いをやめること説いたが、榮禄はそれを上奏するを肯じなかった、と。⁽⁷⁴⁾

ところがその朱祖謀の影響とも思われるが、公使館攻撃の早期決着に失敗した六月二十六日には、保定より南方の諸督撫宛てに「一弱國を以て十數強國に當る。危亡たちどころに見わる。兩國あい戦うも、使臣を罪せざるは、古より皆然りとす。祖宗の創業の艱難なるを、一旦邪匪に惑わされて軽く一擲す。可ならんや。此れ悉く智者を待ちて知るべきことに非ざるなり。……奏片を上ること七次、以て勉強するなく、疾を力めて出陣するも、勢もつとも挽回し難し」⁽⁷⁵⁾と公使館攻撃の不可の旨を發している。

六月二十日から公使館攻撃に加ったものの、董福祥のいう「五日必殲之」の期間が過ぎても、実際その通りにならず持久戦に入ると、公使館攻撃という事の大きさに驚き、これのもたらす結果の大なるに反省し、戦後に来るべき問題をいち早く感じとったのではあるまいか。六月二十五日には早くも、開砲禁止命令を出し、公使館と連絡をとり始めた。⁽⁷⁶⁾それ以降は先人の言及するように、公使館を防衛するため苦悩し、そのために尽力した。

「使館を攻めること久しきも下せず、衆意やゝ怠る。榮相、大勢順

ずるなきをみ、即ち方針を改め、ひそかに使署と消息を通じ、或いは旨を奉ずると称し、瓜菓蔬菜を送り、東交民巷口に至つて、洋人の出入を許す。一面設法して兵匪を索制し、急ぎ攻むるを得ざらしむ⁽⁷⁷⁾とまさに開戦数日後より、「両端」をとり始めた。

要する榮禄は shrewd man であつたという。開戦の頃でも、はっきりと反対を主張することで、自分の首をしめるような危険は冒さなかつたし、また和平派の許景澄、袁昶が反対を上奏して処刑されるのは李秉衡の主張あつたが、榮禄はこれと争うこともしなかつた。⁽⁷⁸⁾

『崇陵伝信録』に「使館……武衛軍これを環攻す。ついに克つ能わず。或る人云う榮相これを左右すと。ドンドンたる音みな空砲なり、且つひそかに粟米瓜菓を致す、他日議和の地のためなり⁽⁸⁰⁾」とあるのも、公使館を落し得ないのを見て、後日議和の余地を残すと同時に、自己の立場を有利にするように、と解釈はできないか。

李劍農はつとに、こう言っている。「一面董福祥に命じ使館を攻撃させ、一面人に向つて『兩國あい戦うも、使臣を罪せず』と。この種、どっちつかずのずるさの罪惡、実に剛毅、戴漪の諸人に万倍す。今回の一事、榮禄はゆるすべからざるの一人⁽⁸¹⁾」と。榮禄は今回の事変のむしろ「元兇」といふべきであろうか。

八月四日小田切総領事代理が、李鴻章と会見した際、李鴻章は「北京政府ノ無謀愚策ヲ嘆ジ、袁昶及許景澄ノ斬首セラレタルコトニ対シ、大ニ悲憫ノ意ヲ表シ、榮禄ガ其ノ部下ヲ統御スル能ハザル事ヲ厲言シタリ⁽⁸²⁾」というが、李鴻章と榮禄とは以前より親密で、当時も互いにしばい合つていた。李希聖『庚子國変記』に次のように言う。「鴻章、直隸総督をもつて内召するに及び、太后の意測られず、榮禄ひそかに鴻章に報ず。鴻章病を謝し行かずして免る。故に禄を徳とすること尤

も深し。拳乱起り、禄、武衛中軍をもつて使館を攻む。董福祥はまた禄の所部たり。夷人、首禍を誅せんとし、禄の名、約中に在り。乃ち免れんことを鴻章に求む。鴻章これをはずす。その脱する所以に至りては、事秘密にして世間ごとくは知らず。禄うち拳匪を主つて戴漪に附し、而してそと激昂をなし、七次上書してこれを争うも得る能わざると称し、頗る揚言して自ら解かんとす。世間或いは多くこれを信ず⁽⁸³⁾」と。

『西巡回鑾始末記』では榮禄を「肇禍諸王大臣記」の中に入れ、事変後もいよく「枢要の地位にある榮禄と、死去した剛毅を比べ、「その同じく国賊たり、同じく国禍を醸すに至りては、則ち二人の共謀する所、末世に及ぶと雖も、分つ能わざるなり。近日議者、剛すでに死するをみれば、則ちよつて追いうちをかけ、榮のお盛んなるをみれば、これをほめあぐ。これをおさえて地に入れ、これをあげて天に升せんと欲す。難しい故⁽⁸⁴⁾」と当時評論している。

のち元兇処罰の際、義和団擁護派は、皇族でも、地方の微官でも、均しく刑罰を免れなかつたのに、ひとり榮禄のみは免かれ、なお政府枢要の地位にあるのは「網漏吞舟⁽⁸⁵⁾（法網は舟を呑みこむ大魚のような大罪人をのがして処分しない）」であつたとされる。

しかも、行在に行つてからも、榮禄は軍機大臣として宮廷の中心にあつた。董福祥らの元兇処分をはじめ、講和会議も裏面で指導し、「天下の事、みな大抵榮禄に決す⁽⁸⁶⁾」という実力者ぶりを発揮した。今回の事変で「和議調印は、もとより、両全権の因成咸宜による。而して文忠の造膝密陳、委曲求全その功もつとも偉大なること、外廷えて知らざるなり」「宮は蒙塵するもよく宮室恙なきを致し、法駕回京を致すはもとより両全権の因成咸宜による。而して、文忠の造膝密陳、黙回天聰、その功もつとも巨たり。蓋し、枢府その人を得れば則ち治

り、その人を得ざれば則ち乱る⁽⁸⁶⁾』といわれている。

西太后の信任もとても厚く、宮廷内の実力者、智恵者であった榮禄と、義和団事変との関連を、講和全権任免問題と関連する部分を中心に考えてきた。榮禄が公使館保護について如何に尽力したかについては、河村氏らの研究に譲り、むしろ外国に対して不利な点、マイナスイ点に視点を合せて少しくみてきたが、それについての直接的な具体的な資料は乏しく、それも伝聞の類が多く、榮禄に対する評価として当時からかなりきびしいものもあるが、少し感情的なものもある。

しかし、河村氏の言われるような、榮禄が全権委員に任命されることによって「彼の尽力も酬いられたというべきであろう」というのは、確かにそうだったが、それから先があった訳で、これからむしろ問題がでてきたのである。「列国公使の生命を救った為に清国の滅亡の危機を免がしめた榮禄の功績の大なる事は、毫末も疑いない⁽⁸⁷⁾」というのも、公使館攻撃が持久戦に入った以後のことであって、開戦期においては大部違うようであり、列国の榮禄を追求することは急であった。

榮禄の言動の複雑さは、これはそも／＼西太后をはじめとする朝廷の対外政策が、その都度変化し、矛盾にみちた複雑な言動を行うという状況の下で、例えば、六月十六日公使館防衛の上諭を出した直後から、六月二十一日宣戦布告へ至る激変、戦争状況になった七月三日、露国、英国、日本に対し、危機の時局を挽回するため平和的解決を計るため、調停を請う国書を出す同日に、各省將軍督撫宛には「断じて議和を行うの勢なし、心を一にしてともに大局を守るべし。まず和の一字を胸中より掃除し、つとめて一気に連絡し、彼の族の驕横を懾し、以て人心の團結を示せ⁽⁸⁸⁾』という上諭を出したり、公使館攻防戦の末期になって李秉衡を北上させ投入しながら、一面戦斗、一面休戦の

状況をつくったり、こうした状況のもとで、実行者としての榮禄の立場をも配慮する必要はある。

結局、義和団事変時の榮禄の全体像をとらえるのは、坂野正高氏の言われるように難しい。「タイムス」特派員、G・E・モリソンは英国アーネスト・サトウ公使宛の一九〇一年十一月十五日付の書翰の中で、「一九〇〇年六月の外国人を皆殺しにせよという上諭に敢えてさからったことについて、張之洞と劉坤一の功績にどの程度帰すべきであるにせよ、榮禄の功績は更に大であったとすべきである。何故なら彼はそれらの上諭を無視せよという電報をひそかにこの二人に打ったからであると、駐日公使蔡鈞は力説している。このような強力な支持がなければ、劉にせよ、張にせよ、宮廷の意向に敢えて反対はしなかったであろう。というのが蔡鈞の主張である。この言葉が真実か否かをたしかめる機会に私はまだ恵まれていない。もし本当だとすると、榮禄はこれまでみられていたよりも、より好意的に評価されることになる⁽⁸⁹⁾」とのべているが、もっと検討を要する大変難しい問題である。より具体的な資料によって、その像をトータルにとらえる必要がある。

〔付記〕

最初に掲げた「景善日記」の信憑性に関し、最近、翻訳発刊されたヒュートレヴァー・ローパーの「北京の隠者―エドモンド・バックハウスの秘められた生涯⁽⁹¹⁾」によれば、「景善日記」はその日記の発見者であり、翻訳者であり、紹介者であるE・バックハウス自身（或いはその部下）によって捏造されたものであるという。榮禄を理想化するバックハウスが偽造したというのである。それは発見されたとされる時から、十年後の一九一〇年「China under the Empress Dowager」(1910. London, Heinemann) [J.O.P. Bland の共著] の中で、

翻訳の英文で紹介された訳であるが、バックハウスによる偽造だとすると、今まで「景善日記」に対して提出されていた疑問への回答になる。第一に「景善日記」には榮禄の公使館攻撃についての弁護的な記事が多く、義和団事変の責任を免がしめるために書かれたとされるなら、榮禄は罪を問われないまゝ一九〇三年に死去してしまっているのに、何故、一九一〇年出版の書物に収録する必要があるのかとの疑問への答でもある。「景善日記」は一九〇〇年八月十八日、即ち公使館街救出の三日後に、北京の景善の家の書齋で、バックハウスによって発見されたとされているが、この日記には王文韶や袁昶など他の記録との酷似の部分や剽窃された部分があり、それはお互に事前に見せ合ったのだと説明されているが、連合軍が北京に殺到し、両宮が蒙塵するという、いよ／＼急迫する状況の中で、そのようなことが果して可能であったか、との疑問があった。それも出版まで十年という期間があれば、それは十分である。発見者がバックハウスであったか、その場所が景善の書齋であったかも、証人もいなし実証できない限り、問題はなくなり、難解な草書体の漢文の厚典が、バックハウスに読め且つ内容が理解できたかの疑問も問題でなくなってくる。「景善日記」を発見したことは、当時のサトウ英国公使には告げたというが、それ以外には日記を見せていなかったし、共著者のブランドさえ、自分は原典の日記には当らず、ただ文章の校閲をしただけ、というから、十年の間、十分工作の時間はあったことになる。問題の誰によって偽造されたかの点では、榮禄党派ではなく、バックハウス自身であったとは、これで問題は大体が解決ということであろうか。それにしても何とも手のこんだ偽造というほかない。

註

- (1) 河村一夫「義和団事変に於ける榮禄の事績」上・中・下（『歴史教育』第四卷一―三号一九五六）戴玄之「義和団研究」（一九六四）等
- (2) 程明洲「所謂、景善日記、者」（『燕京学報』第二十七期、一九四〇）李守孔「光緒己亥建儲与庚子兵燹」（『故宫文献』第一卷第四期、一九七〇）拙稿「景善日記について」（『中国史研究』第六号、一九七二）
- (3) 『義和団档案史料』上冊、五〇五頁（以下「档案」と略記する）
- (4) 『李文忠公全集』電稿卷二四一四五（以下「李集・電稿」と略記する）
- (5) 『日本外交文書』第三十三卷別冊二、北清事変、中、第一四二一―号文書（以下、この場合、「日本外交文書」中と略記する。なお句読点、濁点は引用者、以下同様）
- (6) 同右書 第一四一五号文書
- (7) 『档案』上冊五〇七頁この「調補直隸總督李鴻章摺」は「档案」「李集・電稿」卷二五―二七はともに光緒二十六年八月初一日付であるが、『西巡大事記』卷一―二一、「清光緒朝中日交渉史料」下冊卷五六―五五第三九五―八号文書では初三日付とある。今前者に従う）
- (8) 『張文襄公全集』卷一六四電牘四三―一八
- (9) 『档案』上冊、五三〇頁
- (10) 同右書 五三九頁
- (11) 『西巡大事記』（『清季外交史料』八）卷一―四七
- (12 a) 『清光緒朝中日交渉史料』下冊卷五六―二三第三九七四号文書
- (12 b) 『李集・電稿』卷二六―二六
- (13) 『British Parliamentary Papers』（『Blue Book』）China. No. 1 1901. No. 331
- (14) 『日本外交文書』中、第一四五六号文書
- (15) 『British Parliamentary Papers』China No. 1 1901. No. 323
- (16) 『Foreign Relations of the United States』1901. Appendix affairs in China No. 419.

- (17) 佐原篤介『八国聯軍志』(中国近代史資料叢刊『義和団』第三冊二二六頁)(以下、この場合『義和団』三一―二二六頁と略記する)
- (18) 『愚斎存稿』卷四一―二八
- (19) 『李集・電稿』卷二七―一
- (20) 同右書 卷二七―一二
- (21) 『西巡大事記』卷二―二九
- (22) 『档案』下冊 六七八頁
- (23) 程明洲・前掲論文
- (24) 『李集・電稿』卷二八―四
- (25) 同右書 卷二八―一
- (26) 『档案』上冊 五〇五頁
- (27) 詳細は劉鳳翰『武衛軍』(中央研究院近代史研究所專刊三八、一九七八)参照
- (28) 『档案』上 一四四頁
- (29) (31) 柴五郎『北京籠城』東洋文庫版 二二―二三頁、一八頁
- (30) 鹿完天『庚子北京事變紀略』『義和団』二―四〇〇頁
- (32) 李希聖『庚子國變記』『義和団』一―一六頁
- (33) 羅惇融『庚子國變記』(中国近代内乱外禍歴史故事叢書)一三頁
- (34 a) 吳永『庚子西狩叢談』(中国史文叢刊)一四頁
- (34 b) 佐原篤介『拳乱紀聞』『義和団』一―一三八 同様の記録は『日本外交文書』上、第二七六号文書に「清人ノ日記訳伝送」としてある。
- (35) 『日本外交文書』上 第六六号文書
- (36) 佐原篤介『拳乱紀聞』『義和団』一―一五七頁
- (37) 『Foreign Relations of the United States.』China 1900 No. 385
- (38) 『西巡大事記』卷一―一
- (39) 同右書 卷一―二
- (40) 程明洲・前掲論文 本節は程論文に負う所多い
- (41) 佐原篤介『拳乱紀聞』『義和団』一―一六六頁
- (42) 『档案』上冊 五三二頁
- (43) 『李集・電稿』卷二五―四一
- (44) 同右書 卷二五―四五
- (45) 『档案』上冊 五六七頁
- (46) 『British Parliamentary Papers』China. No. 1 1901.No. 323
- (47) 『档案』上冊 五九六頁
- (48) 同右書 下冊 六七九頁
- (49 a) 『British Parliamentary Papers』China No. 5. 1901. No. 13
- (49 b) 『李集・電稿』卷二八―一
- (50) 『李集・電稿』卷二八―四
- (51 a) Chester C. Tan 『The Boxer Catastrophe』1975. P. 139
- (51 b) 『董福祥上榮中堂稟』『西巡回鑾始末記』卷六、同書は吉田良太郎『西巡大事本末紀』と殆んど同じ。
- (52) 『清史稿』卷四五五 董福祥列伝
- (53) 戴玄之は「董福祥上榮中堂稟辨偽」(前掲書所収)で、董の上書の内容を事実にも照らして考証してその偽なるを説明し、タンは前掲書一一五頁で榮禄は外国の要求する董福祥の嚴罰には反対していたので、董福祥がこの様な手紙を書く理由がない、といっている。
- (54) 『西巡回鑾始末記』卷二『鑾禍諸王大臣記』
- (55) 李希聖『庚子國變記』『義和団』一―一三三頁
- (56) 佐原篤介『拳事雜記』『義和団』一―一六〇頁
- (57) 袁昶『乱中日記殘稿』『義和団』一―一三三八頁
- (58) 羅惇融『庚子國變記』九頁
- (59) 陳夔龍『夢蕉亭雜記』卷一―二〇
- (60) 『日本外交文書』上 第七六号文書
- (61) 佐原篤介『拳乱紀聞』『義和団』一―一四二頁
- (62) 仲芳氏『庚子記事』七月二日条
- (63) 胡思敬『贛書集』『義和団』二―四八七頁

- (64) 仲芳氏「庚子記事」六月二日条
- (65) 羅偉融「庚子国変記」一三頁 胡思敬「驢背集」「義和団」二一四九一頁
- (66) 「日本外交文書」中 第一〇七五号文書 後述の六月二十六日栄禄が南方諸督撫に宛てた電信注(75)をふまえている
- (67) 同右書 上 第五六号文書
- (68) 同右書 上 第八三号文書
- (69) 同右書 中 第一四三号文書
- (70) 同右書 中 第一四九号文書
- (71) 同右書 中 第一四六〇、一四五五号文書
- (72) 同右書 中 第一四七一号文書
- (73 a) 「档案」下冊 六七九頁
- (73 b) 阿部光蔵「義和団事変と清廷—事変勃発時における清廷消極派の事績を中心として—」(『外交史及び国際政治の諸問題—英修道博士遺曆記念論文集—』一九六二)
- (74) 李希聖「庚子国変記」「義和団」一一一六頁
- (75) 「張文襄公全集」卷二六一 電牘四〇一五
- (76)(78) C. Tan 「The Boxer Catastrophe」P. 113
- (77) 吳永「庚子西狩叢談」一五頁
- (79) 李希聖「庚子国変記」「義和団」一一二〇頁
- (80) 憚毓鼎「崇陵伝信録」(前掲「庚子西狩叢談」付)一九頁
- (81) 李劍農「中国近百年政治史」上 一九四二—二〇七〇八頁
- (82) 「日本外交文書」中 第一二三四号文書
- (83) 李希聖「庚子国変記」「義和団」一一二七頁
- (84) 「西巡回鑾始末記」卷二 一一八頁
- (85) 程明洲・前掲論文
- (86) 陳夔龍「夢蕉亭雜記」卷一—五八・六一
- (87) 河村・前掲論文
- (88) 「清光緒朝中日交涉史料」下冊 卷五三一三三・三四 第三八一七、三八一八、三八一九号文書
- (89) 「档案」上冊 二二二頁
- (90) Purcell 「The Boxer Uprising. A Background Study」(1963) Appendix. Ching-Shan's "Diary" P. 284 坂野正高「近代中国政治外交史」(一九七三) 四八〇頁以下
- (91) Hugh Trevor-Roper 「Hermit of Peking—The Hidden Life of Sir Edmund Backhouse—」(のち一九七八年ペンギンブックス) 一九八三年六月 田中昌太郎訳・筑摩書房
- 〔追記〕
- 「栄禄与李俊書」等(『義和団運動史料叢編』第一・二輯所収・一九六四)を知り得たが、本稿脱稿後のため、いかしきれなかった。

The Boxer Uprising and *Jung Lu*: on the Appointment
and Removal of the Plenipotentiary at the Peace Conference

by Tadashi SUGANO

At the Boxer Uprising in the Summer of 1900, *Jung Lu* 榮祿 successfully defended the legations at Peking and protected the foreign ministers from the Boxers, which saved the *Ch'ing* Dynasty from its downfall. His deed has been evaluated very positively. Nevertheless, he tried to defend his position before the foreign powers, even by fabricating the so-called *Ching-Shan's* "Diary" 景善日記

Jung Lu was appointed as her plenipotentiary at the peace conference. But, in face of the objection from the foreign powers, he was soon removed from his post.

By analyzing his attitudes both toward the Boxer Uprising and the peace conference at its beginning, this article aims to explain the reasons why he was rejected by the foreign powers.